

○菊川市立学校施設使用条例施行規則

平成17年1月17日
教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、菊川市立学校施設使用条例（平成17年菊川市条例第149号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用団体の登録)

第2条 学校施設を利用しようとする者は、学校施設使用者登録申請書（様式第1号）及び学校施設使用者団体員登録名簿（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による登録の申請があった場合は、登録の適否について審査を行い、適当と認めるときは、学校施設使用者台帳に登録し、当該申請者に登録証を交付する。

3 前項の規定により登録を受けた者は、申請した内容に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(使用の許可の申請)

第3条 条例第2条の規定により、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、菊川市使用許可申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の受付期間は、使用しようとする日の属する月の前月の次条に規定する抽選の日以後から使用しようとする日の3日前までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可の方法)

第4条 条例第3条の許可は、抽選により決定する。ただし、抽選による使用希望のない時間帯の許可は、受付順序によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、公用若しくは公共用のために使用するとき又は各種団体が実施する行事に使用するとき、これを優先して許可する。この場合において、その優先順位は、公用又は公共用のために使用するときを優先する。

3 優先使用を受けようとする者は、体育施設優先使用受付申請書（様式第4号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、条例第3条の許可をしたときは、菊川市使用許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第4条ただし書の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 国又は公共団体が使用するとき。
- (2) 市長が公益上必要と認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(減免の手続)

第7条 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免承認申請書（様式第

6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第5条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付請求書(様式第7号)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書により使用料の還付を決定したときは、還付通知書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なくして壁、柱等に張り紙をし、又は、ピン・くぎ打ち等をしないこと。

(2) 許可を受けた設備器具又は備付けの物品以外のものを使用しないこと。

(3) 所定の場所以外での飲食をし、又は火気を使用しないこと。

(4) 酒気を帯びての入場又は校内での喫煙及び飲酒をしないこと。

(5) 場内での物品の販売をしないこと。

(6) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯しないこと。

(7) 管理上、支障を来たすような行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要に応じ指示する事項に従うこと。

(使用後の措置)

第10条 使用者は、使用が終わったときは、直ちに施設等を原状に復し、小学校長又は中学校長(以下「校長」という。)又は校長の指定する者の検査を受けて返還しなければならない。

2 条例第6条の規定により、使用の許可を取り消されたとき又は使用を停止させられたときも、同様とする。

(弁償の義務)

第11条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに校長に届け出て、その損害を弁償しなければならない。

2 教育委員会は、条例第6条各号の規定による処分により使用者が被った損失は、補償しない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小笠町立小学校施設利用に関する規則(昭和59年小笠町教育委員会規則第1号)又は北運動場(夜間)使用規程(昭和54年小笠町規程第1号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月17日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年12月16日から適用する。

附 則（平成30年3月19日教育委員会規則第2号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月20日教育委員会規則第5号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に改正前の菊川市立学校施設使用条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日の前日までに、菊川市立学校施設の利用に関する規則（平成17年菊川市教育委員会規則第31号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。